

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

平成 29 年 9 月 22 日



(派 11-300589)

平成 24 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業主（弊社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

従って、弊社における情報提供を下記のとおり公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(%表記時の小数点第 2 位以下を四捨五入する。)

平成 29 年 6 月期（第 8 期） NEテクノ株式会社 事業報告

対象期間：平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日

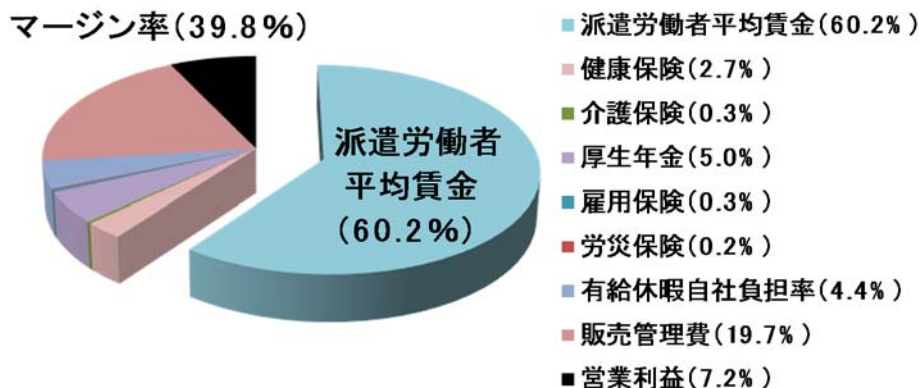
派遣労働者数（1 日の平均）：26 名

派遣先の実数：11 社

労働者派遣に関する料金額の平均額：29, 221 円（8 時間/日）

派遣労働者の賃金額の平均額：17, 605 円（8 時間/日）

マージン率



教育訓練に関する事項：

新規採用者訓練（6 名）、派遣前訓練（6 名）、維持・向上訓練（26 名）を実施

福利厚生に関する事項（条件を満たす場合）

年次有給休暇、定期健康診断